

第550回 海務協議会

(1) 日時：平成30年5月9日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「出港前報告制度に係る運用の見直し」について
監視部：石田 上席監視官
2. 「平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」について
監視部：畠山 統括監視官
3. 「関税定率法等の一部を改正する法律案」について
監視部：石田 上席監視官
4. 「春季取締強化期間」について
監視部：木村 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成30年7月12日（木） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）



In Japan, the Rugby World Cup is scheduled during the year 2019 and the Tokyo Olympic and Paralympic Games are to be held in 2020. The government of Japan has been making every effort to tackle terrorism and Japan Customs also needs to more strengthen its measures against terrorism.

Japan Customs has implemented the Advance Filing Rules (AFR) on Maritime Container Cargo Information since March 2014 as one of the measures against terrorism.

○ Compliance with the rules

- There are still some cases that the cargo information (particularly House B/L) is filed with inappropriate descriptions or filed after the filing deadline.
- An inappropriate filing could hinder a risk analysis by Japan Customs and lead to a delay in loading, discharging, or delivering the cargo, which would cause damage to related parties.

Persons obliged to file (Shipping companies and NVOCCs) should be aware of the following:

1. File appropriate cargo descriptions by the deadline.
2. Share the relevant information with each other for an appropriate filing.
(Vessel Information such as vessel code and voyage number, Master B/L Number, presence or absence of House B/L, etc.)

○ Summary of the AFR

Cargoes to be filed	Maritime container cargoes loaded on a vessel to Japan	
Persons obliged to file and filing particulars	Shipping company	Cargo information (Master B/L)
	NVOCC	Cargo information (House B/L)
Filing methods	All filings are to be done electronically	
Deadline of filing	In principle, 24 hours before departure from a port of loading	
Penalty	Any person who files no (or false) cargo information by the deadline <ul style="list-style-type: none"> • An imprisonment with labor for up to a maximum period of one year • A fine not exceeding five hundred thousand yen 	

○ Advance Notice from Customs

- Japan Customs provides the following advance notice as a result of a risk analysis.
- If “SPD” is notified, the cargo must not be discharged without a permission by Customs.

1. DNL	For instructing NOT loading of the cargo on a vessel at a foreign port.
2. HLD	For requiring adding or correcting information.
3. DNU	For requiring to suspend the discharge of the cargo from the vessel in Japan.
4. SPD	For notifying the cargo information is not filed or filed after the deadline.

Inquiry about the AFR (only in English or in Japanese)

✉ tyo-chosa-jizen24@customs.go.jp

☎ 81-(0)50-5865-2376

Japan Customs website on AFR

<http://www.customs.go.jp/english/summary/advance5/index.htm>

Japan Customs AFR



日本においては、2019年にラグビー・ワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、政府全体としてテロ対策に取り組んでおり、税関においてもテロ対策を一層強化しています。

2014年3月から、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から出港前報告制度を導入していますが、出港前報告制度における積荷情報の報告について、内容が不正確であるなどの不適切な報告事例が一部見受けられます。

適正な出港前報告に向けて、引き続き報告義務者・関係各位のご協力をお願いします。

○ 出港前報告制度の概要

報告対象	日本の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物	
報告義務者・報告内容	船会社	船会社が把握している積荷情報（オーシャン（マスター）B/Lを基にした積荷情報）
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報（ハウスB/Lを基にした積荷情報）
報告方法	NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合及び偽った報告がされた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

○ 税関からの事前通知

税関では、積荷情報のリスク分析を行い、外国での船積取り止めや、日本での船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、①～③の事前通知を行います。また、報告期限までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、④のSPD通知を行います。SPD通知を受けた積荷は、船卸港を管轄する税関から船卸しの許可を受けなければ、船卸しをすることはできません。

①	D N L	税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した場合、外国において当該積荷の船積みの取り止めを求める事前通知
②	H L D	報告された積荷のリスク分析を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を求める事前通知
③	D N U	税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、日本での入港時に当該積荷の船卸一時停止を求める事前通知
④	S P D	積荷情報の報告が行われなかった場合、又は、積荷情報の報告が報告期限に遅れた場合の事前通知

○ 適正な出港前報告に向けて

積荷情報（ハウスB/L情報など）の報告について、内容が不正確である報告や報告期限に間に合わない報告などの不適切な報告事例が一部見受けられます。不適切な報告は、税関によるリスク分析の妨げとなるだけでなく、外国での船積み、日本での船卸しや引取りの遅れなどにつながり、報告義務者や荷受人などの関係者にも不利益を与えるおそれがあります。

適正な出港前報告に向けて、報告義務者・関係各位におかれましては以下にご協力願います。

- 報告義務者（船会社及び利用運送事業者）は、税関が積荷情報のリスク分析を確実に実行できるよう、報告期限までに、適切な内容の報告をしてください。
- 報告義務者（船会社及び利用運送事業者）は、それぞれの報告に必要な情報（船舶情報（船舶コード、航海番号など）、マスターB/L番号及びハウスB/L情報の有無など）を確実に共有して、適切な内容の報告をしてください。

問合せ先（出港前報告制度（事前通知など））

✉ tyo-chosa-jizen24@customs.go.jp

☎ 050-5865-2376

出港前報告

制度の詳細については税関HPをご覧ください。

http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/index.htm

報道発表

平成30年3月2日
財務省

知的財産侵害物品の輸入差止件数が3万件を超え、過去2番目

(平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況)

財務省は、平成29年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が3年振りに3万件超

- 輸入差止件数は30,627件で、前年と比べて17.6%増加し、平成26年以来3年振りに3万件を超え、過去2番目の高水準でした。

仕出国（地域）別：中国来の輸入差止件数が8年連続で9割超

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の92.2%（28,250件）を占めました。

知的財産別：イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止点数が大幅増加

- 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、輸入差止点数ともに最多ですが、イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止点数が前年の約16倍（135,135点）となり、大幅に増加しました。

品目別：イヤホンなどの電気製品の輸入差止点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- 品目別に見ると、イヤホンなどの電気製品の輸入差止点数が最多で、前年と比べて約6倍（116,999点）となり、大幅に増加しました。
- 使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、食品、自動車付属品、電気製品、美容用品などの知的財産侵害物品の輸入差止めが、引き続き散見されています。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】
財務省関税局業務課 知的財産調査室
代表：03-3581-4111（内線）5398、5572

税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

◆輸入差し止めが多い物品

イヤホン、スマートフォンケース等が差止品目の上位を占めています。

イヤホン（意匠権）



スマートフォンケース（商標権）



インクカートリッジ（特許権）



パジャマ（著作権）



バッグ（商標権）



美容用ローラー（意匠権）



医薬品（商標権）



自動二輪車用タイヤ（意匠権）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆平成 29 年に差し止めが増加した物品

「電気製品」、「家庭用雑貨」、「煙草及び喫煙用具」等の差し止めが増加しました。

イヤホン（意匠権）



首掛けライト（意匠権）



指圧器（意匠権）



ライター（商標権）



電子タバコ用バッテリー（意匠権）



釣り糸（商標権）



自転車（意匠権）



バッジ（著作権）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用又は摂取は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

医薬品（商標権）



健康食品（商標権）



シートベルトキャンセラー（商標権）



バッテリー（商標権）



家庭用美顔器（商標権）



美容用ローラー（意匠権）



身体鍛錬器具（意匠権）



おもちゃ（商標権）



告発事例

事例1 商標権を侵害する電源アダプタの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 1 月、名古屋税関は、愛知県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害する電源アダプタ 100 点を密輸入しようとした中国人男性を関税法違反で告発しました。



事例2 商標権を侵害するゴルフクラブの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 2 月、函館税関は、北海道警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するゴルフクラブ 10 点を密輸入した日本人男性を関税法違反で告発しました。



事例3 商標権を侵害する枕カバー及びTシャツの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 2 月、横浜税関は、栃木県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害する枕カバー 1 枚及びTシャツ 12 枚を密輸入した中国人男性を関税法違反で告発しました。



事例4 商標権を侵害するバッグの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 3 月、東京税関は、警視庁と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するバッグ 6 点を密輸入しようとした中国人男性を関税法違反で告発しました。



事例5 商標権を侵害する財布の密輸入事犯を告発。

平成 29 年 3 月、長崎税関は、熊本県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害する財布 10 点を密輸入した中国人男性を関税法違反で告発しました。



事例6 商標権を侵害するスマートフォンケースの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 4 月、神戸税関は、鳥取県警察と共同調査を実施し、香港から商標権を侵害するスマートフォンケース 210 点を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発しました。



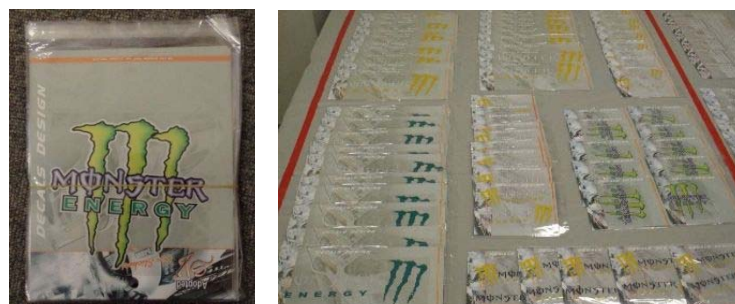
事例7 商標権を侵害するスマートフォンケース等の密輸入事犯を告発。

平成29年7月、東京税関は、警視庁と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するスマートフォンケース等128点を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発しました。



事例8 商標権を侵害するステッカーの密輸入事犯を告発。

平成 29 年 11 月、神戸税関は、岡山県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するステッカー86 点を密輸入した中国人男性を関税法違反で告発しました。



差回避工作事例

税関による差止めを回避するためと思われる工作を施した事例も見受けられます。

事例1 他の物品（玩具）の中に商標権を侵害する物品（腕時計）を隠匿していた事例。



（プラスチック製玩具の全景）



（玩具内部にビニール袋を発見）



（ビニール袋内部に商標権を侵害する腕時計を発見）



事例2 他の物品（海苔）の中に商標権を侵害する物品（財布）を隠匿していた事例。



（ビニール袋に入った海苔の全景）



（海苔の間に商標権を侵害する財布を発見）

国際観光旅客税について

1. 国際観光旅客税の概要

政府では、訪日外国人旅行者2020年4,000万人、2030年6,000万人の達成に向けた施策を推進してきているところ、今般、平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るため、我が国からの出国に対し負担を求める「国際観光旅客税」の創設が盛り込まれ、国会へ提出された国際観光旅客税法が平成30年4月11日に可決成立し、同月18日に公布されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社などの国際旅客運送事業者が、チケット代金に上乗せする等の方法で、納税義務者である日本から出国する国際観光旅客等から「国際観光旅客税」を徴収し、これを国に納付する制度（特別徴収制度といいます。）です。

施行日は平成31年1月7日となっており、同日以降に日本から出国する方が「国際観光旅客税」の対象となります。

概要は以下のとおりです。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	<ul style="list-style-type: none">航空機又は船舶の乗員強制退去者等公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者2歳未満の者 <p>（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</p>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<p>① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 （国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合）</p> <p>▶ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付</p> <p>（注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付</p>

適用時期	<p>② 国際観光旅客等による納付 (プライベートジェット等による出国の場合)</p> <p>▶ ①以外の場合、国際観光旅客等は、 航空機等に搭乗等する時までに国(税関)に納付</p>
	<p>平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)</p>

2. 国際観光旅客税の納付先

対象	納付先	納期限
国内に事業所等がある事業者(国内事業者)	税務署	当該国際観光旅客等が 出国する月の翌々月末日
国内事業者以外の事業者(国外事業者)	税関	当該国際観光旅客等が 出国する月の翌々月末日
上記事業者以外の国際船舶等に乗船又は搭乗する国際観光旅客等 (プライベートジェットや個人所有のヨット等で出国する者)	税関	国際船舶等に乗船又は 搭乗する時

3. 税関での納付方法

税関における国際観光旅客税の納付手続については、現金納付又は電子納付(マルチペイメント方式)によることとなりますが、具体的な手続等につきましては、おってお知らせいたします。

4. お問い合わせ先

【国際観光旅客税一般に関するお問い合わせ】

電話相談センターへお尋ねください。

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、電話相談センターにつながります。

【税関における具体的な納付手続に関するお問い合わせ】

最寄りの税関にご連絡ください。

税関手続に関するご意見・ご要望については税関HPからも受け付けております。

本邦に入国する旅客が携帯輸入するたばこの免税制度の見直し

現在の免税数量

たばこの種類	免税数量 【居住者】	免税数量 【非居住者】
紙巻たばこ	400本 ・外国製200本 ・日本製200本	800本 ・外国製400本 ・日本製400本
葉巻たばこ	100本 ・外国製50本 ・日本製50本	200本 ・外国製100本 ・日本製100本
その他のたばこ	500g ・外国製250g ・日本製250g	1000g ・外国製500g ・日本製500g

見直し後の免税数量(2018年10月より)

たばこの種類	免税数量 【居住者・非居住者】
紙巻たばこ	400本(さらに3年後に200本)
葉巻たばこ	100本(さらに3年後に50本)
その他のたばこ	500g(さらに3年後に250g)
加熱式たばこ	20箱(さらに3年後に10箱) <small>※1箱あたりの数量については、紙巻たばこ20本に相当する量</small>